

処 分 基 準 整 理 票

処分名	産業廃棄物処理施設の許可取消し	
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	(条項) 第15条の3
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(条項) 第15条の3
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3に該当することを基準とする。なお、同条第1項第2号の「情状が特に重いとき」とは次に掲げる行為をいう。</p>		
違反行為は罰則を記載した条文をもって記載		処分内容
無許可営業	(第25条第1項第1号)	許可取消し
不正の手段による営業許可取得	(同項第2号)	
無許可事業範囲変更	(同項第3号)	
不正手段による事業範囲変更許可取得	(同項第4号)	
事業停止命令違反・措置命令違反	(同項第5号)	
委託基準違反	(同項第6号)	
名義貸しの禁止違反	(同項第7号)	
施設無許可設置	(同項第8号)	
不正手段による施設設置許可取得	(同項第9号)	
施設無許可変更	(同項第10号)	
不正手段による施設変更許可取得	(同項第11号)	
無確認輸出	(同項第12号)	
受託禁止違反	(同項第13号)	
不法投棄	(同項第14号)	
不法焼却	(同項第15号)	
指定有害廃棄物の処理禁止違反	(同項第16号)	
無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂	(第25条第2項)	
委託基準違反、再委託禁止違反	(第26条第1号)	

施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (同条第2号)	許可取消し
施設無許可譲受け・無許可借受け (同条第3号)	
無許可輸入 (同条第4号)	
輸入許可条件違反 (同条第5号)	
不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (同条第6号)	
無確認輸出予備 (第27条)	

【根拠法令・基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(許可の取消し)

第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 前条第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けたとき。

2 都道府県知事は、前条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

【参考法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十四条第五項第二号イからへまで

- イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十五条第一項

産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第十五条の二の六第一項

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

（改善命令等）

第十五条の二の七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

- 一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。
- 二 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
- 三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。